

広島県告示第千十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和六年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
きたむら内科クリニック	府中市府川町一〇八番八	令和六年二月二日
つつじ薬局	東広島市西条昭和町二番四三号	令和六年一月一日
むかいなだ耳鼻咽喉科・アレルギー科	安芸郡府中町桃山一丁目四番一八号三階	令和六年一月一日
甲元歯科医院	安芸郡府中町浜田二丁目二番一六号	令和六年一月一日
安芸府中薬局	安芸郡府中町桃山一丁目一八番二〇号	令和六年一月二五日
きらきらこどもクリニック	安芸郡海田町窪町一番二三号JR海田市駅NKビル二階	令和六年一月一日
おんじ内科クリニック	安芸郡海田町南大正町三番二五号	令和六年一月一日